

## 非常配備体制区分

種 別	配 備 時 期	配 備 内 容	摘要
第0非常配備	1 伊勢・三河湾に津波注意報が発表されたとき 2 高浜市を含まない地域を対象としてミサイル発射情報等が伝達された場合で、市長が特に必要と認めたとき 3 その他市長が必要と認めたとき	必要最小限の人員をもって情報連絡活動を主として実施し、事態の推移により直ちに招集し初期の活動ができる体制とする。	要員を配備
第1非常配備	1 次の注意報の一以上が高浜市に発表されたときで、市長が特に非常配備体制をとる必要があると認めたとき (1) 大雨注意報 (2) 高潮注意報 (3) 洪水注意報 (4) 強風注意報 (5) 波浪注意報 (6) 大雪注意報 2 次の警報が西三河南部地域を構成する一市町以上に発表されたとき (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 3 南海トラフ地震に関する情報(臨時)が発表されたとき 4 高浜市において「震度4」の地震が発生したとき 5 その他市長が必要と認めたとき	今後の気象情報及び水位、潮位、特報に注意と警戒を要することが予想される事態発生までかなり時間的余裕があるとき、必要最小限の人員をもって情報連絡活動を主として実施し、事態の推移により直ちに招集し初期の活動ができる体制とする。	要員を配備  ただし、3又は4の場合、地震災害警戒本部を設置
第2非常配備 (準備体制)	1 次の警報の一以上が高浜市に発表されたとき (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 暴風警報 2 次の警報が高浜市に発表され、市長が特に非常配備体制をとる必要があると認めたとき (1) 高潮警報 (2) 波浪警報 (3) 大雪警報 3 高浜市を含む地域を対象として、ミサイル発射情報等が伝達されたとき 4 その他市長が必要と認めたとき	水防及び救助事態の発生が予想され、救助活動の開始が必要と判断される場合であり、非常事態が発生すれば直ちに救助活動が遂行できる体制とする。	災対本部を設置
第2非常配備 (警戒体制)	1 上記の警報発表等に加えて、相当規模の災害が発生するおそれのある場合で、市長が特に必要と認めたとき 2 伊勢・三河湾に津波警報が発表されたとき 3 高浜市において「震度5弱」の地震が発生したとき 4 その他市長が必要と認めたとき	上記のほか、関係各班の所要の人員をもってあたるもので、状況により速やかに第3非常配備に切り替えるものとし、また、切り替える前においても災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動が開始できる体制とする。	災対本部を設置
第3非常配備	1 「特別警報」 (1) 大雨、暴風、高潮、津波に関する特別警報が発表されたとき (2) 「震度6弱」以上の大きさの地震が予想される場合 (3) 伊勢・三河湾に大津波警報により、3メートルを超える津波が予想される場合 2 高浜市において「震度5強」以上の地震が発生又は被害が発生したとき 3 上記のほか、市内全域に大災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、並びに、全域でなくとも災害が特に甚大と予想されるとき	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合であり、地震、火災の際は緊急非常配備として、それぞれの事態を勘案して非常配備を指令し、市の総力をもつて応急の救助活動に入るものとする。	災対本部を設置